

日光国立公園日光地区パークボランティア活動運営基本計画

1 活動運営の基本的方針

日光国立公園は首都圏から近いという地理的条件のため日光市だけでも毎年700万人以上の観光客が訪れる。

日光地区のパークボランティア活動は、主に奥日光地区の快適な国立公園利用の推進と自然保護思想の普及を目的として、清掃・パトロール、生態系維持回復のための作業、自然とのふれあいの促進、自然環境の調査、利用施設の補修をボランティアにより実施するものとする。

活動に際しての必要な情報、資機材の集積、行動の基地として日光湯元ボランティアハウス（以下「ボランティアハウス」）を活動拠点とする。ただし、環境省の業務の都合上、その使用を制限することもある。また、日光湯元ビジターセンターが行う各種活動を補助するものとする。

2 活動の運営体制

(1) 日光国立公園管理事務所（以下「日光事務所」）は、関係行政機関、地元関係者で組織する日光パークボランティア活動運営協議会（以下「協議会」）の事務局として、パークボランティア活動の指揮監督および必要な事務処理にあたる。

(2) 活動の運営は協議会で行うものとし、活動計画は日光事務所とパークボランティアが協議して定め、毎年1回以上開かれる協議会総会において承認を受けるものとする。

パークボランティアは、活動計画に定められた活動及びその他事前に日光事務所が承認した活動を行う。

なお、新規募集のため研修中のボランティアは原則として予め定められた活動以外を行わないものとする。

(3) パークボランティアの募集計画策定や活動運営体制の整備については、日光事務所が行う。

(4) 現場におけるパークボランティア活動に対する具体的指示は、必要に応じて日光事務所職員が行う。

(5) 計画に基づく活動中及び事前に承認を受けた活動中の事故防止及び緊急事態の対処法についてのガイドラインを作成し各パークボランティアに配布する。

(6) パークボランティア間の連絡・調整を図るために日光パークボランティア連絡会を組織する。

3 協力を依頼する活動の内容

活動内容（項目・概要）	活動実施期間	活動実施区域
<u>(1)清掃・パトロール</u> ・ 国立公園内の美化清掃活動 ・ 公園利用者に対する利用指導、自然保護思想の普及啓蒙活動	通年とする。	主に日光いろは坂より上部の奥日光地区全域。活動によってはそれ以外の地域（但し、日光国立公園地域内）も可とする。
<u>(2)生態系維持回復のための作業</u> ・ 植物群落衰退地（人為、シカ等による食害を問わず）の調査 ・ 在来植物を保護するための外来植物除去作業	同上	同上
<u>(3)自然とのふれあいの促進</u> ・ ボランティアによる自然観察会等の実施 ・ 環境省、他機関主催の観察会等の行事の補助 ・ 案内パンフレット類の作成、配布	同上	同上
<u>(4)自然環境の調査</u> ・ ビジターセンターが利用者に提供する自然情報（開花情報等）、利用情報（歩道状況）の収集 ・ 国立公園内の自然環境に関する調査活動（動物、植物他）	同上	同上
<u>(5)利用施設の補修</u> ・ 公共公園利用施設の軽易な維持補修活動（看板のペンキ塗り替え等）	同上	同上
(6) 機関誌「みずなら」の発行	同上	同上

4 研修及び登録に関する事項

(1) パークボランティアの研修

日光事務所は既ボランティアについては年1回以上、ボランティア活動に必要な知識、技術を習得するための研修会を実施する。ボランティアは原則全員参加とする。

新規にボランティアを募集する場合には、関東地方環境事務所及び協議会が原則として年2回以上開催する養成研修会に参加する。

(2) パークボランティアの登録

パークボランティアは必要に応じて関東地方環境事務所が募集する。(1)の養成研修会を修了し、その後に行う実習を経た後、関東地方環境事務所長が適格と認める者を登録し、協議会長が業務を委嘱する。

登録の条件は、原則として年間7回以上、年齢が満18歳以上で、日光地域において野外活動を行うだけの健康と体力を有することとする。

登録及び業務委嘱期間は2年間とする。但し、期間終了時において当該活動運営基本計画に基づく活動を継続する意志のある場合は再登録及び再委嘱を妨げない。

また、委嘱期間中であっても、本人からの申し出または登録する事が不相当であると認められる事由が生じた場合には登録を取り消す事ができる。

5 活動に関する便宜供与

(1) 業務委嘱を受けたボランティアが活動中に身につける帽子、ワッペン是全国統一のものをパークボランティア個人に配布(貸与)する。また、ボランティアの名札も個人に配布する。但し、退会時には返却すること。

(2) 遠方からの活動に参加する等、帰宅が困難な場合は、ボランティアハウスを宿泊場所として提供する。

(3) 活動地区内までの交通費は各自の負担とする。但し、活動中に必要な交通費については協議会がその実費を負担する。

(4) 活動に必要な道具、備品、書籍、その他の物品は協議会もしくは環境省において購入する。

(5) 活動に必要な作業、打ち合わせ及び休憩の場としてボランティアハウスを提供する。

(6) 活動中の事故に対処するため、災害補償保険(ボランティア保険)に加入する。